

営業社員のための『不動産税務通信』R6.8月号



空き家の3,000万円特別控除の要件は、未登記家屋の場合どうやって確認すればいいのでしょうか？

登記事項証明書以外にも要件の確認に使える書類があります。



要件：

- ①昭和56年5月31日以前に建築されたこと
- ②相続又は遺贈で取得したものであること
- ③区分所有建物でないこと

通常は登記事項証明書で確認するが…



親から相続した家には登記がされていない。
どうやって要件を確認すればいいのか…？



登記事項証明書以外の書類で確認する場合の例

- ①の確認書類
→**確認済証、検査済証、建築請負契約書** など
- ②の確認書類
→**遺産分割協議書** など
- ③の確認書類
→**固定資産課税台帳の写し** など

空き家の3,000万円特別控除を適用するには確認しなければならない事項がいくつかあります。大抵の場合、登記事項証明書を取得することによって確認できますが、未登記の建物であるときは別の書類で代用しなければなりません。どの書類で要件を確認すればいいのか判断でお困りの方は是非東京シティ税理士事務所までご相談ください。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30～17:30